令和元年五所川原市教育委員会第8回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和元年五所川原市教育委員会第8回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結 果
議案第14号	令和元年12月20日	五所川原市立小学校及び中学校の就学すべた 校の指定変更並びに区域外就学に関する取 網の一部を改正する要綱の制定について		原案可決

令和元年五所川原市教育委員会第8回定例会会議録

日時:令和元年12月20日(金) 午後3時00分開会

場所: 五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 前回会議録の承認(令和元年第7回定例会)
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部 を改正する要綱の制定について

閉会

◎出席教育長及び委員(5名)

教育長長尾孝紀1番丁子谷 悟 委員2番木村吉幸委員3番三潟洋生委員4番奈良陽子委員

◎説明のため出席した職員(8名)

教育部長 小 林 耕 正 教育総務課 課長 川 浪 生 郎 社会教育課 課長 大 沢 丈 徳 スポーツ振興課 課長 近 藤 達也 課長 谷川 龍 三 学校教育課 学校給食センター 所長 葛 西 図書館 館長吉田秋蔵 学 学校教育課 課長補佐 川 浪

◎職務のため出席した職員(1名)

教育総務課 課長補佐 古 川 憲

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和元年五所川原市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

- ◎会議録署名委員の指名
- ○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名 とありますので、私の方から指名いたします。2番 木村委員、3番 三潟委員にお願いいたします。

- ◎会期の決定
- ○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

- ◎前回会議録の承認(令和元年第7回定例会)
- ○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてでありますが、ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第7回定例会の会議録を承認することに決しました。

- ◎教育長の報告
- ○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、11月28日に開会しました令和元年五所川原市議会第4回定例会が12月12日に閉会し

ました。今回は一般質問を通告した7名のうち2名の議員から教育委員会に対しての質問がございました。主な質問要旨は、桑田哲明議員からは令和2年度から実施される小学校におけるプログラミング教育に関連して、教育委員会として各小学校に対しどのように指導し関わっていくのか、特にその取り組み内容について質問がありました。また、藤森真悦議員からはインバウンド対策と当市の観光資源の活用に関連して、旧平山家住宅と五所川原歴史民俗資料館の活用について質問がありました。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第14号「五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱 要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○学校教育課長

議案第14号「五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

4ページに記載されている添付書類の中で指導課長の意見書とありますが、学校教育課長ではないかと思いますので、訂正を お願いします。

○学校教育課長

訂正いたします。

○木村委員

区域外就学について、多岐に渡り要望が通るように規定されていますが、学校側で物理的に受け入れができないことも想定されるのでしょうか。

○教育長

生徒数が減少しているため、受け入れできないケースは無いものと考えています。

○丁子谷委員

許可事由で部活動を理由とした中学進学とありますが、途中で部活動ができなくなった場合には、本来指定されている学校へ 戻ることになるのでしょうか。

○学校教育課長

何かしらの理由で部活動を続けられなくなった場合であっても、継続して在籍することを認めております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。

○教育部長

「人事異動について」、報告する。

「五所川原市 第二期子ども・子育て支援事業計画について」、報告する。

○教育長

子育て支援課において、第二期子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところですが、これとは別に教育委員会に関連するものとして教育施策の大綱や教育振興計画も見直す時期であり、策定に向けて準備を進めているところであります。子ども・子育て支援事業計画では、国から示されたものに則り具体的な取り組みが盛り込まれて構成されているため、当市の教育関連計画とは多少違いが生じてはいますが、本支援事業計画との整合性を図りながら今後の教育施策を進めていくことになります。

○教育部長

計画案が決まりましたら、改めてお知らせいたします。本支援事業計画において特に重要となるものは「放課後子供教室」と「コミュニティスクール」ですが、この2つについては検討を進めていきたいと考えております。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

○スポーツ振興課長、教育総務課長 「物損事故に係る和解の件について」、報告する。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

○学校教育課長

「学校閉庁日の設定について」、報告する。

○教育長

教職員が休暇を取得しやすい環境をづくりをすることが重要でありますので、学校閉庁日の前後には行事を入れないよう配慮していくことになります。今回の決定は当市だけのものであり、西北五管内で統一したものではありませんので、ばらつきがあるかも知れませんが、当市の決定内容を管内教育長会議においてお伝えはいたします。

○木村委員

物損事故に関係することですが、施設利用にあたり物損事故が発生した場合には利用者負担とするような規定はあるのでしょ

うか。

○教育部長

利用に際し申請行為があって、それに対して許可するものに関しては、物損事故が発生した場合に負担を求めることになります。それとは別に学校内において学校活動中に発生した児童生徒を原因とした物損事故の場合、負担を求めず教育委員会で修繕することにしております。

○教育長

市民体育館などで利用者に責任がある物損事故が発生した場合には、当然負担を求めていくことになります。

○丁子谷委員

スポーツ少年団では傷害保険は加入していると思いますが、対物保険への加入も義務づけることはできないのでしょうか。

○教育部長

今回の事故に関しては、相手方で対物保険へ加入していたため保険での対応となりましたが、スポーツ少年団が施設利用する際には対物保険への加入推奨を検討していきたいと思っております。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして令和元年五所川原市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

午後3時52分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月20日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 2番 木 村 吉 幸

五所川原市教育委員会委員 3番 三 潟 洋 生

会議の書記 教育総務課長 川 浪 生 郎